厚 生 教 育 常 任 委 員 会

日時：令和８年10月23日（金）
午前９時30分
場所：第２委員会室

１　所管課からの報告事項

［教育部］

○学校給食課

小学校給食無償化に伴う非喫食者への支援について　資料１

○スポーツ振興課

スポーツ施設におけるネーミングライツ・パートナーの募集について

２　その他

令和８月 10 月 23 日　厚生教育常任委員会　学校給食課

小学校給食無償化に伴う非喫食者への支援について

小学校給食無償化に伴い、非喫食者への支援について次のとおり実施します。

１　主旨

令和８年４月からの小学校給食費の実質無償化に伴い、公平性を担保するため、恒常的に学校給食を喫食していない児童の保護者に対して食材費相当の支援を行う。

２　対象児童

次の要件をすべて満たす場合に給付の対象児童とする。

(1) 島田市立小学校に在籍する児童であること。

(2) 次のいずれかの理由により学校給食の全部を喫食していないこと。

ア　重度の食物アレルギーやその他の疾患による

イ　長期欠席（入院） による

ウ　〃　（不登校）による

エ　個人の信念（ヴィーガン、ベジタリアン等）による

オ　宗教上による

(3) 月の初日から末日にわたって学校給食を１回も喫食していないこと。

※一部欠食の場合は対象にならない。

３　申請の要件

(1) 対象児童の保護者が学校給食の停止届を学校へ提出していること。

(2) 停止届に基づき、学校給食課において学校給食の発注停止が行われていること。

４　給付金額

(1) 令和８年４月以後の８月を除く対象月ごとに、１カ月あたり5,200円を上限として給付する。

(2) 給付は年度末に１回とする。

(3) 財　源

ア　５月１日現在の在籍児童数によって交付金が算定される。

イ　当制度の給付対象見込者数（令和８年９月学校への調査結果から）

学校給食を停止している児童　　…４人

現在停止していないが対象見込児童　…12人

ウ　予算措置

現年度予算から流用で対応する。

予算規模　…４人×57,200円＝228,800円

12人×20,800円＝249,600円　【計478,400円】